

こんにちはトーカイです

日頃は株式会社トーカイをご愛顧賜り

誠にありがとうございます。

今年も残りわずかとなりました。これから寒くなりますが、来月はクリスマス・大晦日等さまざまな

イベントが控えています。

くれぐれも体調を崩されないようご自愛ください。



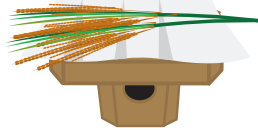
11月23日は「勤労感謝の日」

毎年11月23日は「勤労感謝の日」とされ、現在一年で最後の祝日になります。もともとはその年に収穫された新穀を神様に奉って恵に感謝した新嘗祭にいなめさいに由来しています。

意外と知らない「勤労感謝の日」について今回はご紹介します。

勤労感謝の日の由来は？

勤労感謝の日の由来は新嘗祭です。新嘗祭は、天皇が神様に収穫の感謝を奉告して新穀を供え、天皇自らも新穀を食すことで神と交わる意味合いがある重要な宮中行事です。なお、天皇が即位の礼後に初めて行う新嘗祭は「大嘗祭」と呼ばれます。最近ですと、令和天皇即位後の大嘗祭が2019年（令和元年）に執り行われました。



新嘗祭は日本にとって重要な国家行事であり、1873年に11月23日が祝祭日として制定されました。

その新嘗祭が勤労感謝の日になった理由は、第二次世界大戦後にGHQが国家神道の影響を小さくしようと改革した為です。11月23日の休日自体はそのままの、新嘗祭に「収穫に感謝する」という意味を「勤労に感謝する」という意味に替えて現在の「勤労感謝の日」が誕生しました。

周りや自分自身に感謝する機会に

現在、国民の祝日に関する法律で勤労感謝の日は「勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう」とされています。つまり、何らかの仕事や労働をしてくれる方々全てに感謝する日です。

日頃なら感謝の気持ちを伝えるのが気恥ずかしく感じるかもしれませんが、家族や友人だけではなく職場の上司や同僚など周りの人全てに感謝や労いの言葉を送る機会にされてみてはいかがでしょうか。感謝を伝えることが良好な人間関係に繋がります。また、いつも頑張っている自分自身にも感謝し自分を労わり、多忙を極める年末年始に向けての活力を養う機会にされてみてはいかがでしょうか。



中津川
編

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ!

トーカイのご当地グルメ

御菓子所 川上屋 『栗サブレー』

〒508-0041 岐阜県中津川市本町3丁目1番8号(本店)

TEL: 0573-65-2072 営業時間 8:00~19:30 定休日 水曜日

今回中津川営業所がおススメするのは、御菓子所川上屋さんの「栗サブレー」です。御菓子所川上屋さんは初代原四六氏により江戸末期の元治元年(1864年)に創業、中山道宿場町中津川宿に本店があります。

交通の要所として東美濃随一の宿場町として栄える中で恵まれた土地から生み出される産物を使用し、こだわりの風味逸品を創り歴史を重ねていらっやいます。中津川は「栗のまち」として知られており、栗の旬は9月~10月頃。御菓子所川上屋さんでも9月~12月は栗の商品が人気です。

今回おススメの「栗サブレー」は、栗粉とバターを使用し、栗の形に焼き上げた風味ある逸品です。

御菓子所川上屋さんの定番商品ですので、是非ご賞味ください。

HP: <https://www.kawakamiya.co.jp/>



中津川営業所
おススメ

左から 原、山口、石黒、正木、堀井



中津川営業所のある中津川市は岐阜県の東南端、長野県との県境に位置する自然豊かな街です。市内には中央アルプスや恵那山、清流木曾川等の四季折々の絶景を望める場所が多数あります。

そんな自然豊かな環境の中、地域に欠かせない事業所になれるよう営業所一丸となって頑張ります。

馬籠宿(まごめじゅく)

中津川市の馬籠宿は江戸から数えて43番目となる中山道の宿場で全国的にも珍しい坂道の宿場として知られています。現在も江戸時代当時の面影を残しており江戸時代にタイムスリップした感覚を味わうことができます。

全長約60m、石畳の敷かれた宿場町では通りの両側にお土産店やお食事処が軒を連ねており、散歩しながら買い物やお食事もお楽しみます。

読者プレゼント 20名様

トーカイ通信に関する意見・ご感想などをお寄せいただいた方の中から抽選で20名様にプレゼント。

※詳しくは裏面をご覧ください。

厚生労働省は10月11日に開催された第227回介護給付費分科会で「令和6年度介護報酬改定に向けた基本的な視点(案)」を基本的な視点を大きく4つに分け示しました。今回示された基本的な視点を踏まえ、さらに議論を重ね今年の年末から来年年明けに改定内容が概ね決まり来年3月に報酬告示、4月に報酬改定が実施される予定です。

令和6年度介護報酬改定に当たっての基本的認識と視点

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 団塊ジュニア世代が65歳以上となり、2040年頃に高齢者人口がピークを迎える
- 認知症の高齢者や単身高齢者の増加など介護サービスの需要が増大・多様化(都市部と地方での違い含む)
- 慢性疾患や複数の疾患を抱える患者、医療・介護の複合ニーズを有する患者・利用者が増加
- 診療報酬・障害福祉サービスとの整合性を図りながら進めていくことが必要
- 高齢者施設等と医療機関との連携を強化し、感染症対応力を向上させていく必要
- 感染症や災害に際して、継続的にサービスを提供できるための体制の構築や、介護現場における安全性の確保も重要
- 認知症の方や家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる体制の整備



- ◆ 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、それぞれの住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、**質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進**することが求められる。
- ◆ また、同時改定という機会を捉え、**医療ニーズが高い方や看取りへの対応を強化**する観点から医療と介護の連携をより一層推進することや、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえながら、**感染症や災害への対応力を高めていくこと、高齢者虐待防止等の取組の推進を図る**ことも重要である。
- ◆ さらに、**認知症の方の尊厳を保持しつつ、認知症の対応力向上に向けた取組を進めて行くことが重要**である。

2 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 提供されるサービスは、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するものであることが求められている
- リハビリテーション、口腔、栄養など多職種が連携する取組を推進することとしたほか、アウトカム評価の充実や、LIFEによる科学的介護の推進も評価(令和3年度介護報酬改定)
- 質の高い、自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を引き続き推進していくことが必要



- ◆ **多職種による連携**を通じた取組の推進やデータの活用等を行うことが必要である。
- ◆ このため、**リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組を一層推進**していくことや介護現場において科学的介護の取組が進むよう令和3年度改定より開始された**LIFEを活用した質の高い介護を進めていくことが必要**である。

3 良質なサービスの確保に向けた働きやすい職場づくり

- 近年、経済情勢の変化に伴い、物価高騰や他業種の賃金上げが進んでおり、介護分野からの人材流出も見られている
- 少子高齢化が進行中、今後、現役世代(担い手)の減少が急速に進むことが想定されている
- 介護分野において、良質なサービスを確保しつつ、人材不足の課題に対応していくことが喫緊の課題。特に訪問介護などのサービスでは人員不足が顕著
- 事業者の意識改革やテクノロジーの導入促進、業務効率化に向けた取組の重要性を共有(介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ)
- 都道府県に対して生産性向上に資する取組に係る努力義務を設けた(令和5年介護保険法改正)
- 働きやすい職場環境づくりや柔軟なサービス提供の推進などの総合的な人材確保の取組を進めていくことが必要

- ◆ 介護を担う人材の不足や将来の担い手減少の中で、**更なる介護サービスの質の向上を図るため、介護人材の確保・生産性の向上**に対応していくことが求められる。
- ◆ この課題に対応するため、**介護職員の処遇改善や介護職員のやりがい・定着にもつながる職場環境の改善**に向けた先進的な取組を推進していくことが必要である。具体的には、**介護ロボット・ICT等のテクノロジーやいわゆる介護助手の活用**などにより、サービスの質の向上と業務負担の軽減を図ることが重要である。
- ◆ また、**経営の協働化等やテレワークなどの柔軟な働き方やサービス提供の推進に資する取組も必要**である。

4 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護に要する費用に目を向けると、その費用は大幅に増加している
- 少子高齢化が進行し、介護ニーズが増大する一方で、現役世代の減少が進むことが見込まれる
- 制度の安定性・持続可能性を高める取組が引き続き求められる
- 必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要



- ◆ 保険料・公費・利用者負担で支えられている介護保険制度の**安定性・持続可能性を高めていく**ことで、全ての世代にとって安心できる制度としていくことが求められる。
- ◆ このような観点から、全世代型社会保障の基本理念に基づき、サービス提供の実態を十分に踏まえながら、**評価の適正化・重点化、報酬体系の整理・簡素化を進めていくことが必要**である。

参考:第227回 社会保障審議会 介護給付費分科会(令和5年10月11日) 資料2-2「令和6年度介護報酬改定に向けた基本的な視点(案)」

本内容は、左記の参考元の内容を要約して作成しております。詳しくは参考元をご確認ください。

トーカー通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼントの合い言葉「2311」

プレゼント応募締切:2023年11月30日(木)

トーカー通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「栗サブレ」を合計20名様にプレゼントいたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしております!!

【プレゼントのご応募について】

ホームページに掲載の「トーカー通信2023年11月号」からご応募することができます。

必要事項をご記入いただきお送りください。

(ご連絡は、@tokai-corp.comがドメインのアドレスより送信させていただきます。)

【個人情報の使用目的について】

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

● 統計データを作成し、今後のトーカー通信の作成や商品やサービスの向上を図るため

● プレゼント当選者への商品の発送のための配達業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

※本紙に使用しているQRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

【送付先】



トーカー通信プレゼント

検索

■アクセス方法 (株)トーカーホームページトップ画面 ⇒ 介護用品レンタル⇒ 2023年11月号

■URL <https://www.tokai-corp.com/silver/>(ホームページの一番下にあります)

